

【緊急！】消費者トラブル注意報 第126号

子どものオンラインゲーム課金にご注意ください！

県消費生活センターには、子どものオンラインゲーム課金に関する相談が毎年寄せられており、令和7年度は前年度から増加しています。

相談にはお子さんだけでなく、お孫さんによる課金の事例もあります。また、金額も100万円以上となるケースも見られます。

オンラインゲームで遊ぶ機会が多くなる夏休み中は特に注意が必要です。

■相談事例

【事例1】孫が私の家に来た際、私の携帯でゲームをしており、そのときに課金を行っていたようだ。最初に孫から「100円だけ課金しても良いか」と聞かれたため、そのときだけは了承した。しかし、それ以降の課金については全く把握していなかった。通帳を確認したところ電話料金が異常に高額になっていたため調べてみたところ、複数のゲームで約50万円の請求が発生していることが判明した。

【事例2】クレジットカード会社から50万円以上の高額決済が続いていると連絡があり、中学生の子どもがオンラインゲームで高額決済をしていることが発覚。私が以前使っていたスマートフォンを使いゲームをしていた。パスワードはどうなっているかわからないが、クレジットカードを登録していた。

■消費者へのアドバイス

○インターネットを利用する場合のルールを家庭で話し合しましょう。

○子どもにスマホを使わせる場合、次の点に注意しましょう。

- ① 保護者のスマホで遊ばせる場合は、保護者のアカウントは必ずログオフしましょう。
- ② 保護者の古いスマホや子ども専用のスマホで遊ばせる場合は、子ども専用のアカウントを作成し、「ペアレンタルコントロール」機能を利用して保護者が管理しましょう。
この機能で課金を承認制に設定できます。
- ③ 子どものスマホにクレジットカード情報を入力した際は忘れずに削除してください。
- ④ キャリア決済は必要に応じ上限額を低く設定しましょう。子ども用のスマホを契約する際は特に注意が必要です。
- ⑤ 日頃から決済完了メールや明細を確認しましょう。

ペアレンタルコントロールについて、熊本県社会教育課の『「親の学び」オンデマンド講座』でも紹介しています



■熊本県消費生活センター 096-383-0999（受付時間：平日 9時～17時）

■すこやか子育て電話相談 096-383-6636（受付時間：平日 17時～21時 土曜 13時～17時）